第14次県有林経営計画の概要について

県有林の管理運営については、10年間の基本計画「県有林経営計画」を立てており、 5年毎に見直しを行っている。第 14 次計画は令和4年度~13年度の10年間を計画期間とする。

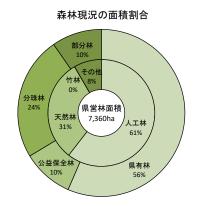
1 県営林の現状

経営区分面積(ha(%))

県有林	公益保全林	分収林	部分林	計
4, 161 (56)	724 (10)	1,763(24)	713 (10)	7, 360

資源別面積(ha(%))

人工林	天然林	竹林	その他	計
4, 451 (61)	2, 295 (31)	3(0)	611 (8)	7, 360



2 基本方針

2-1 県営林全体

- ・公益的機能の発揮、安定的な木材生産、県民の活動の場としての活用
- ・令和元年房総半島台風による風倒木被害 公益的機能の回復

(1) 県土の保全その他県有林の有する公益的機能の維持増進

- ○台風等による被害林において、調査により優先度を整理し、復旧が必要な個所の対策 を実施する。
- ○電線、道路等インフラ沿いの台風等による倒木被害が懸念される森林において、優先度を整理し、被害の未然防止につながる森林整備を実施する。
- ○優先度の低い被害林について公的的機能の早期回復のための施業の可否を検討する。
- ○森林吸収源対策を進めるため間伐等の保育管理を着実に実施する。

(2)素材を中心とした林産物の持続的かつ計画的な供給

- ○航空レーザ測量等ICT技術を活用した資源量の把握により、木材需要に応じた持続的かつ計画的な供給に努め、木材販売単価の向上に取り組む。
- →レーザ測量結果により施業単位の材積が把握できるため主伐生産計画の効率化、安定 供給に有効活用。
- ○森林経営計画の作成により国庫補助金を適切に運用するとともに、公庫資金の削減を 図る。

- (3) 県有林の有効的活用による県民福祉の向上への寄与
- ○「法人の森」により企業や法人等の社会貢献として行う森林整備や森林環境教育の場としての活動を支援する。
- ○「県民の森」により県民の健康の増進及び青少年の健全な育成を図る。
- (4) 民有林の模範となる適切な施業や管理の実施
- ○平成30年3月に取得したSGEC認証を継続し、持続可能な森林経営を進める。
- ○コンテナ苗を活用した省力的な施業、伐採造林の一貫委託による効率的な施業、航空 レーザ測量の成果やドローン等を活用した現地作業の省力化等により委託業務の効 率化、経費の節減を図る。
- ○生産林は、車両系、又は比較的軽易な架線系の作業システムによる効率的な搬出が可能な区域を含む林班とし、その他の林班を保全林とする。

生産林: 資源循環、CO2 吸収、木材利用を進める。必要な路網整備、育成単層林

保全林:公益的機能の高度発揮 針広混交林への誘導

○路網等の施設用地は、斜面浸食や土砂流出に留意して設置、管理する。

2-2 県有林 (県有地)

適切に生産林と保全林の区分を進め、積極的に管理、活用を図る。

県民の森は保全林とするが林業の啓発に適する場合は生産林も検討する。

法人の森事業の候補地を設け活動を促進する。

航空レーザ測量による成果の活用や施業履歴等の森林情報の整理を進める。

2-3 分収林(民有林との分収契約地)

契約満了時には、十分な収益が得られない場合は立木のまま土地所有者と分収した上で 県の持ち分の立木を土地所有者に売り払って(評価結果が負の値の場合は0円)契約を終 了する。その後は土地所有者の求めに応じ林業事業体の経営委託による継続的な森林整備 を促進する。

2-4 部分林(国有林との分収契約地)

各林班とも生産林として、優良な木材生産に必要な保育を実施する。

契約期間内の主伐が適当ではない場合は、契約を変更して契約期間を延長する。

主伐後の再契約は、鬼泪山貯木場に近く効率的な管理、搬出が可能な94~98林班の 林小班を中心に行い、その他の林班は個別に効率性を十分に検討して対応する。